

令和8年第4回臨時会
相良村議会臨時会会議録

令和8年8月10日

熊本県相良村議会

令和8年第4回相良村議会臨時会会議録

令和8年8月10日

午前10時00分開会

於 会議場

開議

1. 議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて

専決第9号 令和8年度相良村一般会計補正予算(第2号)

(質疑・討論・採決)

日程第4 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて

専決第10号 令和8年度相良村一般会計補正予算(第3号)

(質疑・討論・採決)

日程第5 議案第44号 令和8年度相良村一般会計補正予算(第4号)

(質疑・討論・採決)

日程第6 議案第45号 令和8年度相良村簡易水道事業会計補正予算(第2号)

(質疑・討論・採決)

日程第7 議案第46号 工事請負契約の締結について

(質疑・討論・採決)

日程第8 議案第47号 工事請負契約の変更について

(質疑・討論・採決)

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1番 古 川 渉 君 6番 坂 田 朋 美 君

2番 恒 松 隆 生 君 8番 黒 木 正 照 君

3番 嶽 本 浩 則 君 9番 市 岡 智 恵 君

4番 梅 山 弘 君 10番 永 田 博 人 君

5番 川 邊 一 徳 君

3. 欠席議員(1名)

7番 徳 田 正 臣 君

4. 説明のため出席した者(4名)

村 長 吉 松 啓 一 君 建 設 課 長 大 土 手 寛 君
総 務 課 長 川 邊 俊 二 君 農 林 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 倉 田 雅 弘 君

5. 本会議の書記

議会事務局長 磯 田 昌 臣 君

開会 午前 10 時 00 分

○議長(永田博人議員) おはようございます。7 番徳田正臣議員から欠席の届け出がありましたので、ただいまの出席議員数は 9 名です。定足数に達しておりますので、令和 8 年第 4 回相良村議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(永田博人議員) 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により 1 番、古川渉議員、2 番、恒松隆生議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日 1 日間に決定しました。

日程第 3 承認第 9 号

○議長(永田博人議員) 次に日程第 3、承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 9 号、令和 8 年度相良村一般会計補正予算第 2 号を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。提案理由の説明の前に、令和 8 年 7 月 28 日に発生しました。令和 8 年熊本地震によりお亡くなりになられました方々に対しまして哀悼の誠をあらわすとともに、ご遺族の皆様にご挨拶申し上げます。また、被災されました皆様に対しましてお見舞い申し上げます。被災されました地域の 1 日も早い復旧復興を願いますとともに、現在本村もいち早く被災地に職員を派遣しておりますが、今後もしっかりと支援して参りたいと考えております。また、本村におきましても、今回の地震によりまして、道路、農業用水等が、被災など発生し村民の皆様にご不便をおかけしているところもございますが、早期に復旧すべく敏速に対応して参ります。それでは、承認第 9 号専決第 9 号、令和 8 年度相良村一般会計補正予算第 2 号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。この案件につきましては、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが、明らかであると認めましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行ったものでございます。したがって同条第 3 項の規定に基づき、これを議会に報告しその承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきまして、ご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 134 万 2,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 19 万 8,000 円とするものでございます。それでは歳出の内容につきまして歳出補正予算事項別明細書でご説明いたしますが、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で、令和 8 年 6 月 24 日からの梅雨前線豪雨に伴い、被災しました林道相良五木線の測量設計業務委託料として、134 万 2,000 円の増額補正をお願いするものでございます。歳出の財源といたしましては歳入補正予算事項別明細書のとおりでございますが、財政調整基金からの繰入金をもって充てるものでございます。なお、専決処分年月日は令和 8 年 6 月 30 日でございます。以上、承認第 9 号につきまして、ご説明いたしました、内容ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げ専決処分の説明とさせていただきます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。
ご質疑ありませんか。

{「はい、議長。」と、5 番議員。}

はい、5 番議員。

○5 番(川邊一徳議員) おはようございます。5 番川邊です。ただいまの議案について質疑なんですけれども、測量業務ということなんですけれども、先の方の路線に工事が発注されているのかなと思うんですけれども、それに通行止めになって支障があるのかと、荒土なのか路肩が崩壊したのかちょっとお尋ねいたします。

○議長(永田博人議員) はい、農林振興課長。

○農林振興課長(倉田雅弘君) おはようございます。農林振興課長、お答えいたします。まず初めに被災の状況なんですけれども、被災の状況としましては、路肩と法面の崩壊になります。延長がですね、大体 10 メートルぐらいで、場所は椎葉の集落から起点側から 150 メートルいったところになります。先ほどご質問にありました、これまで令和 2 年災の建設課の方が主管となってるんですが、その分とここ県営の治山工事も継続して行われておりますので、工事間で調整しながらですね、工事間の調整が必要となってきます。それで片側通行にしたりとかですね、その辺の調整をしながら、今からやっていくというところの状況でございます。以上、お答えいたします。

{「はい、議長。」と、5 番議員。}

○議長(永田博人議員) はい、5 番議員。

○5 番(川邊一徳議員) わかりました。ありがとうございました。

○議長(永田博人議員) 他にご質疑ありませんか。ご質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 9 号、令和 8 年度相良村一般会計補正予算第 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。承認第 9 号については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、承認第 9 号は承認することに決定しました。



日程第 4 承認第 10 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 4、承認第 10 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 10 号令和 8 年度相良村一般会計補正予算第 3 号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは承認第 10 号、専決第 10 号令和 8 年度相良村一般会計補正予算第 3 号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。この案件につきまして、急施を要しましたため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。従いまして、同条第 3 項の規定に基づきこれを議会に報告しその承認を求めるものでございますが、専決処分した事件の内容につきましてご説明申し上げます。今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 950 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 969 万 8,000 円とするものでございます。それでは歳出の内容につきまして歳出補正予算事項別明細書でご説明いたしますが、令和 8 年 7 月 28 日に発生しました、令和 8 年熊本地震に伴い必要となります、関係予算を補正するものでございます。まず土木費では、500 万円の増額補正でございますが、道路橋梁費の道路維持費で村道維持管理用重機借上料として、500 万円の増額補正をお願いするものでございます。次に災害復旧費で 450 万円の増額補正でございますが、公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費で、下四浦区にあります村道広瀬平野線災害復旧測量設計業務委託料として 450 万円の増額補正をお願いするものでございます。これらの歳出の財源といたしましては、歳入補正予算事項別明細書のとおりでございますが、財政調整基金からの繰入金をもって充てるものでございます。なお、専決処分年月日は令和 8 年 7 月 29 日でございます。以上、承認第 10 号につきましてご説明いたしました。内容をご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。専決処分の説明とさせていただきます。提案理由の説明が終わりました。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、承認第 10 号専決処分の承認を求めることについて、専決第 10 号令和 8 年度相良村一般会計補正予算第 3 号を採決します。この採決は起立によって行います。承認第 10 号については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、承認第 10 号は承認することに決定しました。

日程第5 議案第44号

○議長(永田博人議員) 次に日程第5、議案第44号、令和8年度相良村一般会計補正予算第4号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第44号、令和8年度相良村一般会計補正予算第4号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ88万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億1,057万8,000円とするものでございます。それでは歳出の内容につきまして歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。衛生費関係で88万円の増額補正でございますが、保健衛生費の保健衛生総務費で、大谷地区簡易水道施設整備に係る簡易水道事業会計への繰入金として88万円の増額補正をお願いするものでございます。歳出の財源につきましては、歳入補正予算事項別明細書のとおりでございますが、財政調整基金からの繰入金をもって充てるものでございます。以上、議案第44号につきましてご説明申し上げましたが内容ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第44号、令和8年度相良村一般会計補正予算第4号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第44号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

はい、起立全員です。従って、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第45号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第6、議案第45号、令和8年度相良村簡易水道事業会計補正予算第2号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは議案第45号、令和8年度相良村簡易水道事業会計補正予算第2号につきまして提案理由をご説明申し上げます。まず、第2条資本的収入及び支出の補正でございますが、令和8年度相良村簡易水道事業会計予算に定めました、資本的収入及び支出の予算額につきまして、資本的収入を1,188万円増額し、収入総額を1億5,211万9,000円とし、資本的支出につきましても同額の1,188万円を増額し、支出総額を1億5,878万4,000円とするものでございます。次に第3条では、起債の限度額を9,000万円とし、第4条の一時借り上げ額及び第5条の他会計からの補

助金につきましては、会計予算に定めました金額の 4,800 万円と 8,150 万 1,000 円にそれぞれ改めるものでございます。具体的な内容につきましては、補正予算実施計画明細書でご説明いたします。資本的収入及び支出におきまして、収入の款 1 項 1 目 1 で大谷地区簡易水道施設整備事業債として 1,100 万円を、款 1 項 2 目 3 の一般会計からの補助金として 88 万円の増額補正をそれぞれお願いし、支出の款 1 項 1 目 1 の工事請負費で大谷地区簡易水道施設整備附帯工事費として 1,188 万円の増額補正をお願いするものでございます。以上、議案第 45 号につきましてご説明申し上げましたが、内容ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

次に原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 45 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 45 号、令和 8 年度相良村簡易水道事業会計補正予算第 2 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

はい、起立全員です。従って、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。



日程第 7 議案第 46 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 7、議案第 46 号工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 46 号工事請負契約締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。本件は地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。工事名は令和 8 年度永江地区避難地建築工事でございます。工事の場所は相良村大字川辺地内で、都市防災総合推進事業における、復興まちづくり支援施設として、避難地を整備するものでございます。主な工事の概要は、大屋根シェルター 1 基、防災倉庫 1 基、ソーラー式の照明 5 基、トイレ給排水施設、フェンス及びガードパイプ設置などでございます。入札にあたりまして、7 社を指名した指名競争入札でございます。契約金額は 8,855 万のうち消費税等が 805 万円含まれております。契約の相手方は熊本県球磨郡相良村大字深水 1383 番地、株式会社新堀産業代表取締役新堀忠伍でございます。また、参考といたしまして仮契約書の写しなどを添付しておりま

す。以上、失礼しました。以上、議案第 46 号につきまして、ご説明申し上げましたが内容ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

ありませんね。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 46 号工事請負契約締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 46 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

はい、起立全員です。従って、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。



日程第 8 議案第 47 号

○議長(永田博人議員) 次に、日程第 8、議案第 47 号工事請負契約の変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは議案第 47 号工事請負契約の変更につきまして、提案理由をご説明申し上げます。本件につきましては、令和 7 年 12 月 10 日、令和 7 年第 8 回相良村議会定例会において議決されました、令和 7 年度大谷地区簡易水道施設整備工事におきまして、工事施工中の設計数量等の変更が必要となりましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び相良村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、次のとおり工事請負契約の変更について議会の議決を求めるものでございます。主な工事の変更概要は、配水本管布設工事におきまして、巖掘削が発生したことにより、掘削量及び残土仮置き処理分費、並びに既設井戸の井戸洗浄が必要となったことによる洗浄高をそれぞれ追加し、舗装の切断及び、取り壊し数量並びにアスファルト資材の高騰による資材単価を構成することにより、授業料の変更が生じたものでございます。工事の施工業者は、熊本県球磨郡相良村大字川辺 1599 番地 1、株式会社白砂組代表取締役白砂昌一でございます。工事請負変更金額は変更前契約金額 1 億 7,930 万円を、1 億 8,349 万 8,755 円に増額変更するものでございます。また参考資料といたしまして、今回の変更仮契約書の写しを添付しております。以上、議案第 47 号につきまして提案理由をご説明申し上げますが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(永田博人議員) 提案理由の説明が終わりました。これから、質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 47 号工事請負契約の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 47 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

はい、起立全員です。従って、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(永田博人議員) ただいま、議決されました案件については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。本日の日程は全部終了しました。令和 8 年第 4 回相良村議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

—————○—————

閉会 午前 10 時 25 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員